



平成 20 年 10 月 27 日

各 位

会 社 名 三光ソフランホールディングス株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 高橋 誠一

(コード番号 1729 大阪証券取引所
〈ヘラクレス市場〉)

問 い 合 せ 先 執行役員経営企画室長 有保 誠

T E L 048-669-1300

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 10 月 27 日開催の取締役会において、平成 20 年 11 月 27 日開催予定の第 34 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、法令で定める限度額の範囲内で、取締役会の決議をもってその責任を免除することが可能となり、また社外取締役及び社外監査役が、期待される役割を十分に発揮できるように、責任限定契約を締結できることが可能となる変更案第 28 条（取締役の責任免除）、変更案第 32 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、本議案第 28 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を表示しております)

現行定款	変更案
(新設)	<u>(取締役の責任免除)</u> <u>第 28 条</u> 当社は、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合は、取締役会の決議により、法令の定める限度額の範

<p>第 28 条から第 30 条 (条文省略)</p>	<p><u>囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第 31 条から第 40 条 (条文省略)</p>	<p>第29条から第31条 (現行通り)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 32 条 <u>当社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合は、取締役会の決議により、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 11 月 27 日

定款変更の効力発生日 平成 20 年 11 月 27 日

以上